

項目	内容
質問	IT業界の賃金制度について知りたい。
回答	<p>以下の資料を提供した。</p> <p>[1]図書『最新 目標管理シート集』/日本経団連出版編 日本経団連出版 2008.03 (331/N712/21)</p> <p>[2]図書『中小企業賃金制度整備事例集 平成18年度』/全国労働基準関係団体連合会〔編〕2007.03 (425/Z32/2)</p> <p>[3]図書『中小企業モデル賃金制度整備・改善事例集 平成20年度』社会経済生産性本部雇用システム研究センター〔編〕社会経済生産性本部雇用システム研究センター 2009.3 (425/Sh12/2)</p> <p>[4]図書『ソフトウェア職員の労働実態調査 2009報告書』情報産業労働組合連合会〔編〕情報産業労働組合連合会 2010.2 (122-11/J66 /009)</p> <p>[5]雑誌記事「注目IT関連企業の新人事制度」(人事実務 No.1013 2007.5.1 産労総合研究所)</p>
回答プロセス	<p>当コーナーopac(<a href="http://rodoaichi.opac.jp/">http://rodoaichi.opac.jp/</a>)で「IT」「情報」「ソフト」「システム」などをキーワードに検索したところ上記『ソフトウェア職員の労働実態調査 2009報告書』及び雑誌記事「注目IT関連企業の新人事制度」を抽出した。</p> <p>雑誌記事については、タイトルのとおり回答に直接結び付きそうな内容であったため提供した。また、『ソフトウェア職員の労働実態調査 2009報告書』は賃金統計などのデータが記載されていたため関連資料として提供した。</p> <p>なお、本書は、情報労連が企業、組合に対して1993年から継続して行っている労働条件調査であり、賃金統計などが掲載されている。</p> <p>調査に使った手段・方法を順を追って記入。</p> <p>(参考)上記資料に関連して、IT企業の労働条件調査には、総務省情報通信国際戦略局発行の「情報通信業基本調査」がある。従業者数や人材育成の統計情報が得られる。</p> <p>その他、賃金制度を主題とした図書から、IT業界の賃金制度が紹介されている資料を探し、10冊ほど利用者に提供した。中でも参考となった資料は上記回答に記載したものである。(詳細内容は下記のとおり。)</p> <p>*『中小企業賃金制度整備事例集 平成18年度』に“不明瞭な年俸制から脱却し社員の信頼性を向上させたIT関連ベンチャー企業の事例”。</p> <p>*『中小企業モデル賃金制度整備・改善事例集 平成20年度』に“情報処理サービス業/大企業をモデルに見直した現行制度の再検討の例—自社にふさわしい賃金制度で社員のやる気の回復を目指す範囲型賃金と評価制度の納得性向上—”の事例。</p>
事前調査事項	
参考資料	
備考	
解決／未解決	未解決
調査種別	文献紹介・所蔵調査・利用案内・その他
質問者区分	社会人

項目	内容
質問	平成22年11月末に京都地裁で高齢者の雇止めの判決があったと聞く、詳細を知りたい。
回答	該当資料なし。ただし、高齢者にまつわる解雇関連の判例として下記の資料を提供した。
回答プロセス 調査に使う手段・方法を順を追って記入。	<p>当コーナーopac(<a href="http://rodoaichi.opac.jp/">http://rodoaichi.opac.jp/</a>)で、「京都」「高齢」「雇止」などのキーワードで検索したところ該当はない。インターネットgoogle(<a href="http://www.google.co.jp/">http://www.google.co.jp/</a>)で同様に検索すると、幾つかのホームページがヒットした。内容を確認すると、毎日新聞の記事(<a href="http://mainichi.jp/select/jiken/news/20101127k0000m040076000c.html">http://mainichi.jp/select/jiken/news/20101127k0000m040076000c.html</a>)と山陽新聞の記事(<a href="http://www.sanyo.oni.co.jp/news_k/news/d/2010112601000768/">http://www.sanyo.oni.co.jp/news_k/news/d/2010112601000768/</a>)から、京都地裁11/26で高齢者の有期雇用契約に関する判決があったことが確認できた。判例要旨については確認することが出来ないが、概要であればホームページから情報が取得できる旨を伝えた。</p> <p>上記キーワード検索では、同様の事件が下記のとおりヒットした。参考のため質問者に照会すると、閲覧したいということであったので資料を提供した。</p> <p>因みに、京都の事件は原告勝訴、下記の事件は何れも原告敗訴の事案である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都自動車整備振興会(嘱託職員)事件(東京高判H21・11・18)―高齢法に沿った再雇用前提の解雇は正当 高額の特任嘱託講師も正職員に準じる扱いやむを得ない 客観的合理性や社会的相当性欠くとは認めがたい―(判例解説)」(労経ファイル534号 労働新聞社 2010.11.15)</li> <li>・「東京都自動車整備振興会(嘱託職員)事件&lt;付 原審要旨&gt;―東京高裁平21.11.18判決―(判例ダイジェスト)」(労働判例1005号 産労総合研究所 2010.09.01)</li> <li>・「東京都自動車整備振興会長崎事件・東京高裁判決&lt;平21・11・18&gt;―平成21年(ネ)第934号 地位確認等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成19年(ワ)第33970号)―(労働判例)」(労働法律旬報1722 旬報社 201006)</li> <li>・「60歳定年後の継続雇用制度と高年雇用安定法9条1項2号該当性―NTT西日本(高齢者雇用・第1)事件・大阪高判 平成21・11・27 労判1004号112頁(よくわかる!労働判例ポイント解説)」(労働法学会研究会報2489 労働開発研究会 20101115)</li> <li>・「グループ会社への転籍者のみを対象とした雇用継続制度の適否―NTT西日本(高齢者雇用・第1)事件&lt;付 原審&gt;―(大阪高裁平21.11.27判決)」(労働判例1004号 産労総合研究所 2010.08.01・15)</li> </ul>
事前調査事項	
参考資料	
備考	
解決／未解決	未解決
調査種別	文献紹介・所蔵調査・利用案内・その他
質問者区分	社会人

項目	内容
質問	愛知県でフィリピン人の就業が増えていると聞いているが、それを証明する資料はないか。
回答	以下の情報を提供した。 『愛知県における外国人雇用状況の届出状況(平成21年10月末現在)』愛知労働局ホームページ統計・情報資料( <a href="http://www2.aichi-rodo.go.jp/topics/docs/10-02-01-1.pdf">http://www2.aichi-rodo.go.jp/topics/docs/10-02-01-1.pdf</a> )
回答プロセス 調査に使った手段・方法を順を追って記入。	<p>当コーナーopac(<a href="http://rodoaichi.opac.jp/">http://rodoaichi.opac.jp/</a>)で、「フィリピン」「外国人雇用」などのキーワードで検索したところ、「外国人雇用」で抽出された雑誌記事「2009年 外国人雇用状況-厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(2009年10月末現在)」-(データスポット)」(『賃金事情』2585号 産労総合研究所 2010.05)の内容から厚生労働省が毎年「外国人雇用状況の届出状況調査」を実施していることが分かった。</p> <p>厚生労働省のホームページで、調査内容を調べたところ、外国人雇用状況の届出状況(平成21年10月末現在)について(<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000040cz.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000040cz.html</a>)、国籍別・産業別労働者数にフィリピン人の労働者数等のデータが掲載されていた。ただし、愛知県のデータはなかった。</p> <p>もしかすると、愛知労働局が愛知県版として取りまとめているのではないかと思い、ホームページ(<a href="http://www.aichi-rodo.go.jp/">http://www.aichi-rodo.go.jp/</a>)を確認すると、統計・情報のページで平成17年から21年の愛知県における外国人雇用状況の届出状況が掲載されていた。内容を見ると平成20年と平成21年の調査に国籍別・在留資格別外国人労働者数(愛知労働局分)として、フィリピン人の労働者数の記載があった。</p> <p>以上の情報を質問者に伝えた。</p>
事前調査事項	
参考資料	
備考	
解決／未解決	解決
調査種別	文献紹介・所蔵調査・利用案内・その他
質問者区分	社会人

項目	内容
質問	愛知県の新規学校卒業者の離職状況が知りたい
回答	以下の資料を提供した。 [1]『雇用動向調査報告』厚生労働省編 厚生労働省 2010.2 (232/Ko97/008) [2]新規学校卒業就職者の就職離職状況調査—都道府県別在職期間別離職状況(大学・高校)—平成19年卒1～3年男女別離職者数・離職率、平成20年卒1～2年男女別離職者数・離職率、平成21年卒1年男女別離職者数・離職率各データ(資料提供:厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室)
回答プロセス 調査に使った手段・方法を順を追って記入。	当コーナーopac( <a href="http://rodoaichi.opac.jp/">http://rodoaichi.opac.jp/</a> )で、「学校」「学卒」「離職」などのキーワードで検索したが、該当する資料、雑誌記事はヒットしなかった。  就職・離職関係の統計資料として代表的なものに、厚労省発行の『雇用動向調査報告』がある。内容を確認すると平成20年調査に“都道府県、性、職歴、学歴別離職者数”が掲載されており、新規学校卒業者の中学、高校、大学、高専・短大、大学院の離職者人数が分かった。ただし、新規学校卒業者の定義がここでは平成20年に最終の学校を卒業したものとなっている。  その他情報を得るためにインターネットの検索エンジン「Google」で、キーワードを「新規学卒」「若年」「離職」「愛知」として検索したところ、愛知県産業労働政策課が提供する「あいち産業と労働Q&A2010」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/sanro/qa/3-1.htm">http://www.pref.aichi.jp/sanro/qa/3-1.htm</a> )に「新規学卒者の離職率はどうなっていますか。」という質問があり、グラフで新規学卒就職者の在職期間別離職率が掲載されていた。  このデータの出所が厚生労働省『新規学校卒業就職者の就職離職状況調査』と明記されていたので、当調査の詳細を厚労省のホームページから探し情報を得ようとしたが、調査データの公表を見つけることは出来なかった。そのため厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室に直接連絡を取り、館内利用者の閲覧用であることを告げ、当データの使用について照会したところ、上記の都道府県別在職期間別離職状況(大学・高校)統計データの提供を受けることができた。
事前調査事項	三重県商工会議所連合会が調査を実施していると質問者から情報を得る。
参考資料	
備考	
解決／未解決	解決
調査種別	文献紹介・所蔵調査・利用案内・その他
質問者区分	社会人

項目	内容
質問	採用において企業が求める人材像に関する資料が見たい。
回答	<p>以下の資料を提供した。</p> <p>[1]『大学新卒者採用において重視する行動特性(コンピテンシー)に関する調査—企業ヒアリング調査結果報告—』労働政策研究・研修機構研究調整部研究調整課編 労働政策研究・研修機構(2009.6)</p> <p>[2]雑誌記事「新卒採用(2010年3月卒業者)に関するアンケート調査結果の概要—採用実施企業は2年連続で減少—(日本経団連)(情報ボックス)」労務事情1187号(2010.06.01)産労総合研究所</p> <p>[3]雑誌記事「企業の人材採用とその変化—アンケート調査の結果から—(経営労働問題)」経営労働 513号(2009.9)経営労働協会</p> <p>[4]雑誌記事「採用・人材育成/過半数の担当者がより良い人材を採る方法に関心/株インテリジェンス「人事・採用担当者への2010年採用・人材育成に関する意識調査」(情報フラッシュ)」労政時報3768号(2010.02)労務行政</p>
<p>回答プロセス</p> <p>調査に使った手段・方法を順を追って記入。</p>	<p>当コーナーopac(<a href="http://rodoaichi.opac.jp/">http://rodoaichi.opac.jp/</a>)で、「企業」「採用」「人材」などのキーワードで検索したところ、図書及び雑誌記事で上記4点の候補が挙がり、内容を確認すると、それぞれ下記のとおり調査結果が掲載されていた。</p> <p>[1]『大学新卒者採用において重視する行動特性』では、コンピテンシー評価実施企業の評価項目7類型が掲載されている。</p> <p>[2]雑誌記事「新卒採用(2010年3月卒業者)に関するアンケート調査結果の概要」では、採用選考時に重視する要素が掲載されている。なお、本調査は1997年から毎年実施されている。等調査のデータ詳細は日経連ホームページ <a href="http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/030.html">http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/030.html</a>で確認できる。(2010.9.10確認)</p> <p>[3]雑誌記事「企業の人材採用とその変化—アンケート調査の結果から—」では、選考時の重点項目が掲載されている。なお、調査結果の詳細は、明治大学政治経済学部永野仁教授のホームページ <a href="http://www.kisc.meiji.ac.jp/~naganosm/nagano/top-s.htm">http://www.kisc.meiji.ac.jp/~naganosm/nagano/top-s.htm</a>で確認できる。</p> <p>[4]雑誌記事「採用・人材育成/過半数の担当者がより良い人材を採る方法に関心/株インテリジェンス「人事・採用担当者への2010年採用・人材育成に関する意識調査」では、従業員の採用・育成に関して、今関心があることが掲載されている。調査詳細は、インテリジェンスホームページ <a href="http://www.inte.co.jp/corporate/library/survey/20100106.html">http://www.inte.co.jp/corporate/library/survey/20100106.html</a>で確認できる。</p>
事前調査事項	経済産業省 企業の「求める人材像」調査 平成19年3月12については、確認済みとのこと。
参考資料	
備考	
解決/未解決	解決
調査種別	文献紹介・所蔵調査・利用案内・その他
質問者区分	社会人

項目	内容
質問	社員が感染症に罹った場合の休業の取扱いについて知りたい。
回答	以下の資料を提供しました。 [1]雑誌記事「実務特集 休業手当Q&A」労働基準広報 No.1639 労働調査会(2009.4) [2]図書『労政時報 別冊 企業と社員を守る 新型インフルエンザ』/労務行政研究所 [編]労務行政 2009年10月2日(331/R663/12) [3]雑誌記事「新型インフルエンザ問題をめぐる諸問題—休業手当を中心に—」労働法 学研究会報 No.2464 労働開発研究会(2009.11) [4]雑誌記事「新型インフルエンザをめぐるとの対応」先見労務管理 No.1373 労働調査会 (2009.7)
回答プロセス 調査に使った手段・ 方法を順を追って 記入。	当コーナーopac( <a href="http://rodoaichi.opac.jp/">http://rodoaichi.opac.jp/</a> )で「伝染病」「感染症」「インフルエンザ」で検索し、いくつかの候補をピックアップするとともにその内容から「就業制限」というキーワードを得てさらに詳しく探索を試みた。  [1]労働基準広報1639号の該当記事には、感染症に罹患した者に休業を命じた場合も休業手当の支払いが必要なのか?というQ&Aがあり、また、感染症法第18条の就業制限(別表)が記載されている。 [2]労政時報別冊「企業と社員を守る新型インフルエンザ対策」の該当する内容には、インフルエンザの感染対策の知識や規定例行動基準などの例があり、また、インフルエンザ対策の企業の実態や事例が掲載されている。 [3]労働法学会報2464号には、従業員に対する休職命令の可否や、休職時の所得保障などの記載がある。 [4]先見労務管理1373号の該当記事には、新型インフルエンザで休業を命じる場合の命令書の例が記載されている。  その他参考までに、Google( <a href="http://www.google.com/">http://www.google.com/</a> )で同様に検索をしたところ労働省発出の通達「腸管出血性大腸菌感染症に係る対応について(平成8年8月9日 基発第511号)」を見つけたので併せて利用者に情報提供した。
事前調査事項	
参考資料	
備考	後日「労政時報」3781号(2010.9.10)発行の「相談室Q&A」に“感染症関係/社員が「ノロウイルス」に感染し胃腸炎を発症した場合、就業を禁止することはできるか。”という記事を確認した。当記事によると感染症については、感染症予防法第6条で分類されている。このうち1～3類は、感染症予防法第18条により就業制限の対象とされている。4類、5類については、感染症予防法上も労働安全衛生規則上も就業制限禁止等の対象ではない。ノロウイルスは、感染性胃腸炎に該当し5類に指定されている。
解決/未解決	解決
調査種別	文献紹介・所蔵調査・利用案内・その他
質問者区分	社会人